

生産緑地買取り申出 必要書類

＊ 「30年経過」

所有者死亡し、相続未登記の場合

☐ 申出書（**実印**）

☐ 申出人の印鑑証明書

☐ 登記簿謄本
（3ヶ月以内のもの）

☐ 権利を消滅させる旨の書面
（所有権以外の権利がある場合）

＋

☐ 所有者の死亡日が分かる書類
（戸籍か住民票）

☐ 遺産分割協議書の提示
または相続人全員から
申出人への委任状

☐ 相続人全員の印鑑証明書

☐ 関係権利者が分かる書類
（戸籍謄本・相続関係図）

権利者に成年後見人が選任されている場合は、
①後見に係る登記事項証明書（法務局にて発行）
②印鑑証明書（市区町村長が作成）
③登録事項証明書（弁護士会等が発行）
④印鑑証明書（裁判所書記官が作成）
のうち、①+②+③もしくは①+④が必要